

資料 2

献血者確保ホームページ構築業務

業務仕様書

令和 8 年 4 月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「献血者確保ホームページ構築業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の目的

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）の規定に基づき、都道府県の責務として、献血について県民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じるため、本業務を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

ア 献血者確保ホームページの企画・構築・運用

現行の「岩手献血 | 献血のある暮らしWEBサイト（<https://kenketsu-iwate.jp/>）」を参考に、県と協議のうえ、新サイトの構築を行うこと。詳細は、別紙1のとおり。なお、本業務で構築するWEBサイトについては、原則県が別途指定するドメインを付与することとするが、本事業の円滑な実施のため受託者が管理するドメインを使用する等、代替案を提示することは差し支えない。

アのほか、本業務の目的を達成するため、受託者が管理するSNSを幅広く活用し、献血者確保にかかる効果的な広報を行う等の企画・運用体制について、委託料の範囲内で提案すること。

(2) ホームページ構築に当たっての基本的な考え方

ア 本業務は、献血者確保ホームページの目的達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、ホームページの企画運用業務を含め、委託するものであること。

イ ホームページには、以下の内容を盛り込むこと。

(ア) 献血制度への理解と需要が高い高単位製剤（400mL献血、成分献血由来）に対応した献血協力の機運の醸成を図るもの（例：「献血制度及び現状」、「献血普及の取り組み」、「インタビュー動画」等）。なお、特に10代から30代の献血率が低い現状について検討を行い、それに対応した内容であることが望ましいこと。

(イ) 献血未経験者へ献血が有する高い社会貢献度の理解を促すとともに、既存の献血協力者が使命感をもって継続的に献血協力をするよう訴求するもの。

(ウ) ラブラッドアプリを周知するもの。

ウ アの観点から、みやすさ、わかりやすさに十分配慮した構成とし、ビジュアル（写真、動画、イラスト又は漫画等）を多く取り入れ、平易な文章表現に努めること。

エ 外部からの不正アクセス等に対するセキュリティ対策を講じるとともに、ホームページへのアクセス数を向上させるために、検索サイトにおいて上位表示となるように配慮すること。

(3) 本業務の遂行に必要な資料の提供

ア 県は、受託者の求めがあった場合には、ホームページ作成の目的達成に必要な範囲内において、必要な資料の提供を行うものとする。

イ 受託者は、アにより提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用后、遅滞なく返却するものとする。

(4) 資料の収集及び取材

受託者は、本業務の遂行に必要となる(5)によらない写真等資料の収集、撮影及び取材を行うものとする。なお、取材やインタビュー動画への出演交渉は受託者が行うものとし、取材の相手先に係る肖像権の関係については、取材時に了承を得ることとする。

(5) 企画提案に当たっての基本的な考え方

参加者は、〔別紙1〕及び〔別紙2〕を基本に、「1 本業務の目的」及び「2 (4) ホームページ作成に当たっての基本的考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、具体的なホームページ構築の提案を行うこと。

3 成果品

本業務による成果品は、ホームページそのもの（ウェブ上での実装）とする。

また、実施報告書（電子ファイルでの提出可）を次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

- ・ 各業務の実施結果の報告（WEBサイト設計書、基本仕様書、ホームページ及び連携SNSの閲覧数等を記載すること。）
- ・ 上記に加え、業務遂行上必要があると県が判断し報告を求めた場合は、その都度報告

(2) 納入場所

岩手県保健福祉部健康国保課

住所：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5467

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法第 27 条）及び二次的著作物利用権（同法第 28 条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、

第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。
また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

5 その他

- (1) 本事業の執行に当たっては、随時、委託者と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。

〔別紙1〕

献血者確保ホームページ構築業務仕様等

1 名称	「献血者確保ホームページ」(仮) (タイトルの提案を含む)
2 業務内容	<p>ホームページ作成に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 県及び関係機関との打合せ及び確認調整</p> <p>(2) ホームページ全体の構成、各ページの名称・構成・デザイン・機能等の構築構成</p> <p>(3) ホームページ内及び関連ホームページ等のリンク調整</p> <p>(4) タブレット又はスマートフォン等からの表示レイアウト調整</p> <p>(5) 掲載する資料の収集・写真撮影・取材・執筆(補足作業が必要な内容について)</p> <p>(6) 構築したホームページのテスト及び公開</p> <p>なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。</p>
3 構築要件	<p>(1) ユーザビリティや視認性等が高いデザインや機能配置とすること。</p> <p>(2) ホームページの構築に必要なドメインは原則県が提供することとする。</p> <p>(3) 本業務の目的を達成するため、受託者で開設したSNSと連携すること。</p> <p>(4) 一定期間のアクセス等を把握できる機能を搭載すること。</p> <p>(5) セキュリティ体制について提案書にて明示し、ホームページの運用に必要なソフト(CMS等)がある場合には、受託者で用意すること。そのバージョンアップについても受託者において実施すること。脆弱性等が発見された場合には誠実に対応すること。</p> <p>(6) ホームページの運用においてプラグインが必要な場合は、受託者において提供し、そのアップデートについても責任を持つこと。</p> <p>(7) SEO対策を講じ、検索サイトへの上位表示等、アクセス数の向上に資する対策を講じること。</p>
5 掲載内容	<p>基本的構成事項は、次のとおり。</p> <p>ただし、受託者の企画提案により、構成及び掲載項目の一部を変更又は、内容の追加をすることができる。</p> <p>ホームページの内容は、献血への理解と需要が高い高単剤製剤(400mL献血、成分献血由来)に対応した献血協力の機運の醸成を</p>

	<p>図るもの、特に 10 代から 30 代の献血率が低い現状について検討を行い、それに対応した内容であることが望ましいこと。</p> <p>また、献血未経験者へ献血が有する高い社会貢献度の理解を促すとともに、既存の献血協力者が使命感をもって継続的に献血協力をするよう訴求しつつ、ラブラッドアプリを周知する内容を含むものであること。</p> <p>(1) 献血制度及び現状 献血制度の説明、年代別献血者の状況、血液製剤の使用実態等の掲載、若年層における献血目標等</p> <p>(2) 献血普及の取り組み 県、市町村、岩手県赤十字血液センター、学生ボランティア等の献血普及の取り組みの掲載等</p> <p>(3) ラブラッドの紹介 ラブラッドアプリの機能紹介</p> <p>(4) 献血で助けられた人等へのインタビュー動画 インタビュー動画を提案する際は、想定する取材先及びインタビューの狙いを企画書に記載すること。</p>
6 資料等の収集	<p>(1) 県は、ホームページ作成の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・撮影・取材・執筆を行うものとする。なお、取材やインタビュー動画への出演交渉は受託者が行うものとし、取材の相手先に係る肖像権の関係については、取材時に了承を得ることとする。</p>
7 業務行程	〔別紙 2〕 のとおり
8 成果品	本業務による成果品は、ホームページそのもの（ウェブ上での実装）とする。

〔別紙2〕

献血者確保ホームページ構築業務
工程表（予定）

月日	主な作業内容
令和8年6月中旬	契約締結
6月中旬～6月下旬	ホームページの企画・運営・構成打合せ
6月下旬～ 8月中旬	・ホームページのトップページ及び各ページの構成 ・資料収集、撮影、取材は随時 (※詳細については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。)
8月下旬	ホームページの全体整合性確認・テスト
9月中旬	外部リンクの等の調整・最終テスト
9月30日(水)	納入期限

※自由提案に関する委託期間は契約締結の日から令和9年3月31日まで。